

主な二国間協議及び現地調査(令和元年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
タイ産おくら、グリーンア スパラガス、バナナ及び マンゴー (残留農薬)	平成25年11月から協議開始。タイ政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、令和元年7月に現地調査を実施し、一部の輸出者に対する検査命令を免除とした。	令和元年7月
フィリピン産バナナ (フィプロニル)	平成30年11月から協議開始。フィリピン政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、令和元年12月に現地調査を実施し、一部の輸出者及び包装者に対する検査命令を免除とした。	令和元年12月
インド産養殖えび (フラゾリドン)	平成29年11月から協議開始。インド政府においてブラックタイガー種の合成抗菌剤に係る対策が図られたことから、令和2年3月に現地調査を実施し、ブラックタイガー種に対する検査命令を免除とした。	令和2年3月
ドイツ産牛肉 (BSE)	ドイツ政府と協議を行い、平成31年4月に現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	平成31年4月
フィンランド産牛肉 (BSE)	フィンランド政府と協議を行い、令和元年9月に現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	令和元年9月
スペイン産牛肉 (BSE)	令和元年9月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において輸出プログラムが遵守されていることを確認し、令和2年1月に輸入を解禁した。	令和元年9月
デンマーク産牛肉 (BSE)	令和元年10月に現地調査を実施し、対日輸出認定予定施設等における対日輸出プログラムの実施準備状況について確認した。	令和元年10月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成31年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、令和元年5月に輸入時に係る月齢制限を撤廃した。また、令和2年2月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	令和2年2月
米国産牛肉 (BSE)	平成31年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、令和元年5月に輸入時に係る月齢制限を撤廃した。また、令和2年2月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	令和2年2月
アイルランド産牛肉 (BSE)	平成31年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、令和元年5月に輸入時に係る月齢制限を撤廃した。	-